

## 公益財団法人日光社寺文化財保存会役員等報酬及び退職手当規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日光社寺文化財保存会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）について定めることを目的とする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤の役員等に対しては報酬を支給することができる。その額は次のとおりとする。

|     |    |          |
|-----|----|----------|
| 理事長 | 月額 | 300,000円 |
| 理事  | 月額 | 240,000円 |

2 日光二社一寺に職のある者又はあった者が常勤の役員等に選任された場合は、前項に定めた報酬を支給しない。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤の役員等がその職務に伴う保存会の業務のために出席した場合は、その日数に応じて報酬を支給する。その額は次のとおりとする。

|     |    |         |
|-----|----|---------|
| 理事長 | 日額 | 25,000円 |
| 理事  | 日額 | 20,000円 |
| 監事  | 日額 | 20,000円 |
| 評議員 | 日額 | 20,000円 |

ただし、栃木県及び日光市に職のある者又はあった者が非常勤の役員等に選任された場合の報酬額は日額5,000円とする。

2 日光二社一寺に職のある者又はあった者が非常勤の役員等に選任された場合は、前項に定めた報酬を支給しない。

(役員等の退職手当)

第4条 役員等の退職手当はこれを支給しない。ただし、常勤の役員等で2年を超えて勤務した者が任期満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任したときは退職手当を支給することができる。その額は、報酬月額に勤務年数を乗じて得た額とし、勤続年数に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

2 日光二社一寺に職のある者又はあった者が常勤の役員等に選任された場合は、退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 退職手当 常勤の役員を退任した後2カ月以内

2 非常勤の役員等に対する報酬は、非常勤の役員等がその職務に伴う保存会の業務のために出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本

人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日光社寺文化財保存会の設立登記の日から施行する。